

## 農業用遊休資産バンクを利用しませんか

問 農林振興課 営農推進係  
☎476-1111 (515)

大崎町の農業振興を図るため、既に使用されなくなった、又は、今後使用されなくなると見込まれる、**牛舎・ハウス・農業用機械等**の利用を希望する方に対する情報提供を行う、**農業用遊休資産バンク**を開設しています。農業用遊休資産バンクに登録すると、町のホームページに公開されます。資産を利用したい方はホームページをご確認いただき、農林振興課 営農推進室にご連絡いただければ、所有者にご連絡いたします。なお、売買・譲渡等の条件交渉や契約に関する仲介行為は行いませんので、ご注意ください。

## 機構集積協力金の交付単価変更及び申込み期限の締め切り

問 農林振興課 営農推進係  
☎476-1111 (515)

農地中間管理機構を通じて農地の貸し借りを行った場合、条件によって機構集積協力金が支払われますが、令和4年度以降の機構集積協力金の交付単価が変更となります。

申請後の協力金支払いまでの手続きに要する期間を考慮し、本年度は、**申請の締め切り**を**令和3年8月末**としておりますので十分に注意してください。

協力金の種類	令和3年度	令和4・5年度
機構集積協力金 (経営転換協力金)	(機構への貸付面積及び金額)  <b>1.5万円/10a</b>  1戸当たりの上限は 50万円/戸	(機構への貸付面積及び金額)  <b>1.0万円/10a</b>  1戸当たりの上限は 25万円/戸  ※地域集積協力金と一体的に取り組む場合にのみ交付対象

令和4年度以降については、交付単価や要件が大きく異なりますので、**令和3年度の交付単価での交付金を検討されている場合、令和3年8月末までに申請をお済ませください。**